

政令 第 号

国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する等の政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一條 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律（昭和二十年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「四年間」を「四年六箇月間」に改める。

第二條 戦時海運管理令（昭和十七年勅令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

「船舶運管会」を「商船管理委員会」に改める。

第三條 この政令施行の際、戦時海運管理令に基き設立された船舶運管会の名称は、この政令施行後は、商船管理委員会となる。

附 則

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

理 由

戦時海運管理令は、本年三月三十一日をもってその効力を失うが、連合国降参司令官の要求により、なお、当分の間、商船管理委員会を存置する等のためその効力を存続させる必要があるからである。

民間商船委員会の設置及びその後の経緯（二四三一二）

二〇一、九 日本政府宛 認可令部覚書

民間商船委員会設置令

二〇一、一七 SCAJAP宛 日本政府覚書
船舶運営会を民間商船委員会に代えるべく許可申請

二〇一、二三 日本政府宛 SCAJAP覚書
前記申請を許可し、現今船舶運営会を民間商船委員会と承

知する旨回答

二〇一、一九 法律第四四号
国家総動員法を廃止することとし、その施行期日は、勅令

で定めることとする。

二、一、一 日本政府宛 SCAJAP覚書
民間商船委員会、SCAJAPによる日本商船の管理の

継続する間その機能を継続すべき旨注意喚起

二、三、二九 勅令第一八一号
法律第四十四号を四月一日から施行し、国家総動員法に基

く諸勅令は、同年九月末日限り失効することとなる。

二、四、一三 海運局同文目宛 SCAJAP覚書
SCAJAPによる日本商船管理終了以前に民間商船委員

会の基礎法況が大効する場合には、同委員会を継続するよ
う新立法をなすべきことを指令

二、九、三〇 勅令第四五二号
九月三十日をもつて国家総動員法に基づく勅令が失効するの

に対処し、SCAJAPの要求に鑑み戦時海運管理令及び
船舶動員令を、昭和二十二年三月三十一日附第四十二号に基き、一
ポツダム宣言の文詔に伴い発する勅令」として六箇月間（

二十二年三月三十一日まで）効力を延長

二、三、三一 勅令第一〇九号

二二九 九一一

前記の戦時海運官令、船員勅令の効力延長期間満了に際し更に戦時海運官令のみを六箇月間（二十二年九月末まで）前記と同様の方法により効力延長
運輸大臣宛 SCAJAP 覚書
民間船舶委員会、海運法規が SCAJAP による日本商船
管理の継続中大効する場合には、同委員会を継続せしむる
に必要な恒置をとることを指令

二二九 九三〇

政令第二〇五号
戦時海運官令を更に六箇月間（二十三年三月末まで）
効力延長

二二九 九三〇

政令第六七号
戦時海運官令を更に四箇月間（二十三年七月末まで）効
力延長
政令第一九四号
戦時海運官令を更に四箇月間（二十三年十一月末まで）

二二九 九三〇

二二九 九三〇

効力延長

政令第三五一号
戦時海運官令を更に六箇月間（二十四年五月末まで）効

力延長

二二九 九三〇

政令第一〇〇号
戦時海運官令を更に六箇月間（二十四年十一月末まで）
効力延長

二二九 九三〇

政令第三七三号
戦時海運官令を更に四箇月間（二十五年三月末まで）効
力延長

